



＃交通空白解消へ

資料1－2

「交通空白」解消の取組における まちづくりや住宅政策との連携



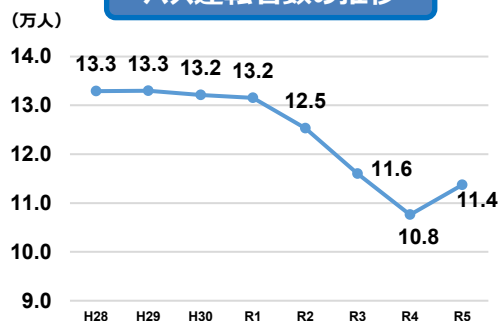
国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地域交通を取り巻く現状

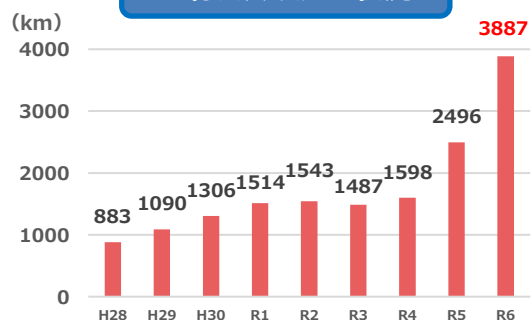
- 人口減少・高齢化とともに、**バス・タクシードライバーの減少**が進み、**公共交通の担い手不足による供給制約**が強まっている。
- 一方、**免許返納した高齢者をはじめ移動手段の確保に対する不安が高まっている**ほか、医療・福祉・教育等生活に不可欠な分野のサービスの持続性確保のため、**病院・学校等の統合・集約や、部活動の地域展開が急速に進展し、移動需要は増大**。
- 地方では、商圈の縮小による小売店（スーパー、商店街）が減少し、**「生活の足」の確保が課題**。
⇒移動手段を確保して地域の暮らしを安定させるため、**交通とこれら分野の連携の一層の強化**が急務。

バス運転者数の推移



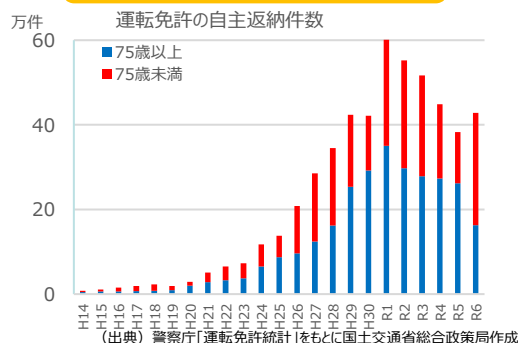
※国土交通省物流・自動車局調べ

路線バスの廃止状況

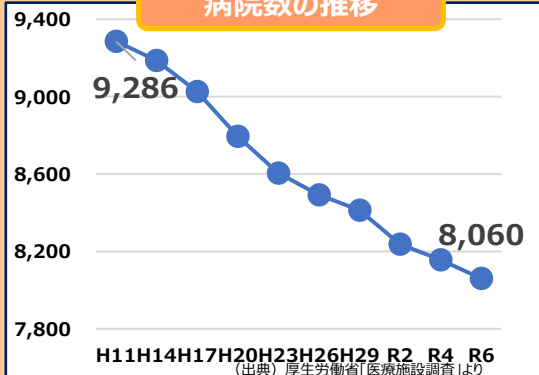


※国土交通省物流・自動車局調べ

運転免許返納数の推移

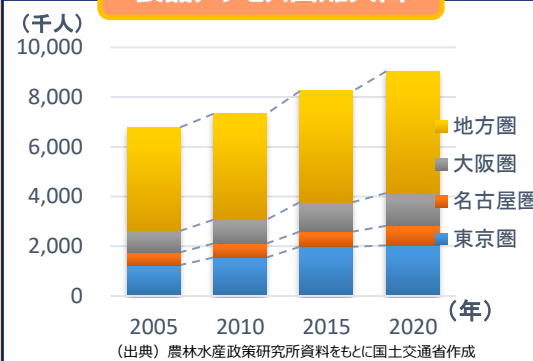


病院数の推移



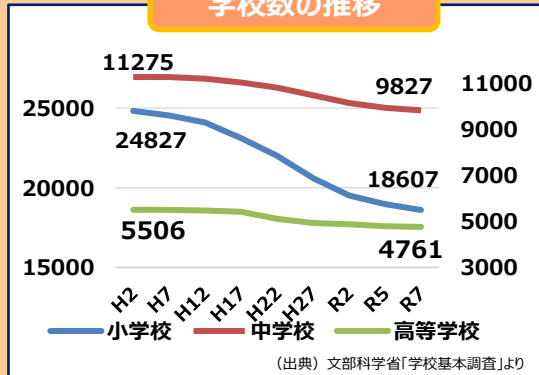
(出典) 厚生労働省「医療施設調査」より

食品アクセス困難人口



(出典) 農林水産政策研究所資料をもとに国土交通省作成

学校数の推移



(出典) 文部科学省「学校基本調査」より

国土交通省「交通空白」解消本部について

高市内閣総理大臣 施政方針演説（R8.2.20抜粋）

（八）地域未来戦略

地域交通や物流を維持するため、中継輸送やD Xの推進、多様な主体による協業を促す枠組みの創設を通じ、交通空白やドライバーなどの担い手不足の課題解消に取り組みます。



国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：金子国土交通大臣）

取組内容

① 「地域の足対策」と「観光の足対策」

○ 地域の足対策

全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェア、公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。

○ 観光の足対策

主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

② 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及

第6回解消本部の様子



開催状況

R6.7.17 第1回「交通空白」解消本部

R6.9.4 第2回「交通空白」解消本部

R6.12.11 第3回「交通空白」解消本部

R7.5.30 第4回「交通空白」解消本部

R7.12.19 第5回「交通空白」解消本部

R8.6.10 第6回「交通空白」解消本部

R6.11.25 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム 第1回会合

都道府県や交通関係者のほか、商業・農業、エネルギー、金融・保険、福祉、教育、観光など多様な分野の関係者、また、大企業からスタートアップまで幅広い関係者が参画し、発足時点で計167者が参画。
※同日より、市町村、交通事業者、パートナー企業等の公募を開始。

R7.3.19 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム 第2回会合

プラットフォームに参画する自治体、交通事業者、団体、パートナー企業等を集め、第2回会合を開催。好事例や40者以上の企業等のPRを、東京・大手町から全国各地へ配信。推進体制を大きく充実させて本格スタート。
（R7.3.14時点の会員数：1,024団体（うち自治体：686））

R8.2.27 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム 第3回会合

全国各地で行われている「交通空白」解消に向けた先進的な取組を共有するとともに、関係省庁からも「交通空白」解消に向けた取組について発表。
（R8.2.13時点の会員数：1,409団体（うち自治体：958））

「交通空白」解消のツール（例）

ローカル鉄道

バス

乗用タクシー

日本版ライドシェア

公共ライドシェア

乗合タクシー

AIオンデマンド

許可・登録を要しない輸送

リストアップ調査結果（R8.5.15集計）

回答自治体数：1705(回答率97.9%)

← 昨年調査より102自治体増加

市区町村によるノウハウの蓄積、調査の進展により、昨年の調査で把握できなかった「交通空白」を新たに確認

	地区数 (自治体数)	居住人口 ／ 全人口 (%)	面積 ／ 国土面積 (%)
「交通空白」地区	R7 2,057 → R8 2,740 (+683) (717自治体 892自治体：+175)	17,207千人 (13.9%)	115,737km ² (31.4%)
未然防止が必要な地区 (要モニタリング地区)	R7 1,632 → R8 1,498 (-134) (514自治体 437自治体：-77)	6,096千人 (4.9%)	36,411km ² (9.9%)
計	R7 3,689 → R8 4,238 (+549) (1,095自治体 1,152自治体：+57)	23,304千人 (18.9%)	152,148km ² (41.3%)

※回収した調査票のうち、有効回答を集計

取組方針2025で把握した「交通空白」（2,057地区）の進捗状況

対策を**実施中**の地区※1

(昨年) 548 → 1,300

地域公共交通計画への位置づけ
位置づけ済：908 位置づけなし：392

対策を**準備中**の地区

(昨年) 854 → 588

●速やかに対応 228
●集中対策期間に対応 299
●対応時期未定 61

地域公共交通計画への位置づけ
位置づけ済：356 位置づけなし：232

対策を**検討中**の地区

(昨年) 655 → 169

●速やかに対応 26
●集中対策期間に対応 143

地域公共交通計画への位置づけ
位置づけ済：72 位置づけなし：97

※1 2026年調査で「交通空白」解消と回答した地区を含む

未然防止が必要な地区（要モニタリング地区）：1,632 地区

計画位置づけ済※2：(昨年) 483 → 876 計画位置づけなし：(昨年) 1,149 → 756

※2 取組を既に実施している、又は具体的な取組方針を定めた地区等を含む

2026年「交通空白」リストアップ調査結果（観光の足）

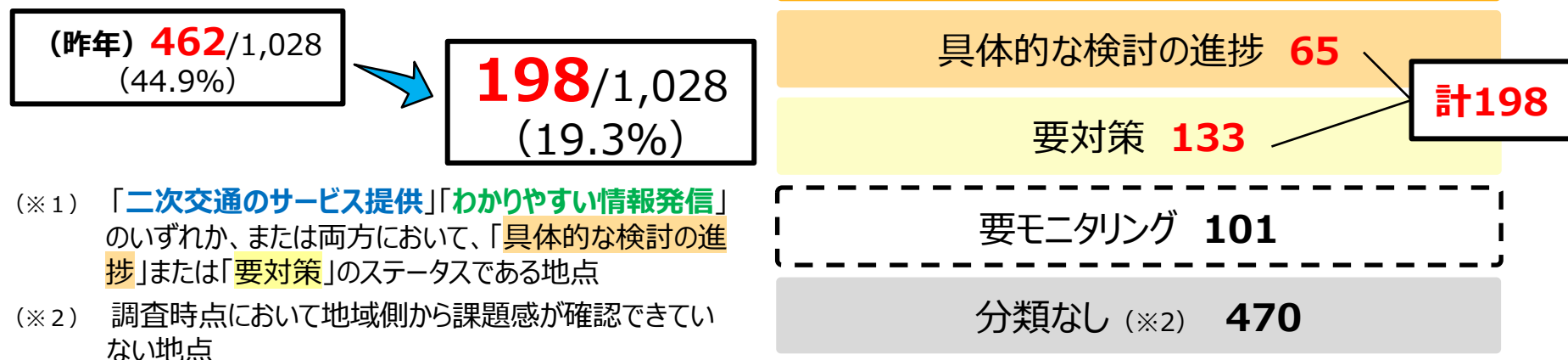
- 「交通空白」解消の目途が立っていない地点が、462地点から、**198地点に減少**。
- 取組方針2025で把握した「交通空白」地点462のうち、**259地点**において**具体的な取組を実施**。

リストアップ調査概要

- 対象：主要交通結節点**1,028地点**（新幹線・特急停車駅・観光客利用の多い駅、空港、クルーズ港など）
- 調査先：地方自治体、観光協会、DMO（観光地域づくり法人）

「交通空白」解消の目途が立っていない地点（R8.5.15集計）

「交通空白」解消の目途が立っていない地点数（※1）



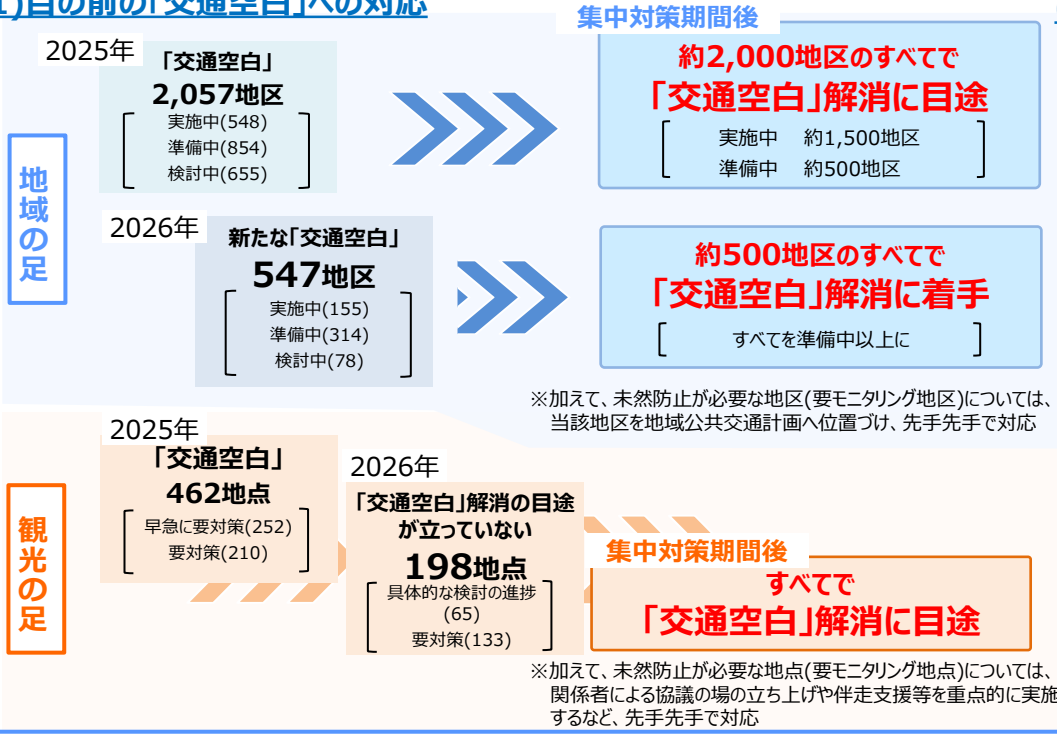
取組方針2025で把握した「交通空白」の進捗状況（R8.5.15集計）



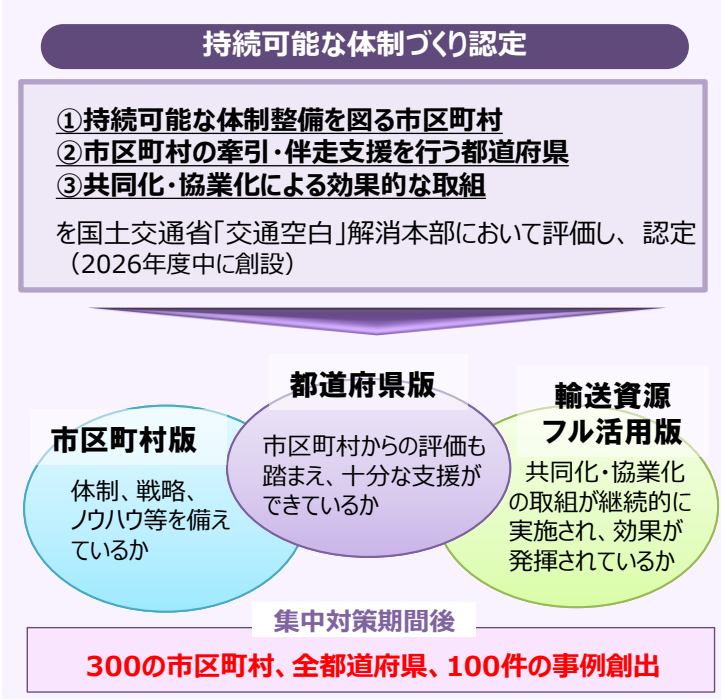
「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針

- すでに把握している「交通空白」解消に目途をつけることに加えて、今回の調査で新たに把握した「交通空白」についても、集中対策期間（令和7～9年度）での解消に着手すべく、取組を深化。「交通空白」を将来にわたり安定的に解消していく段階を目指し、新たに創設する認定制度も活用し、全国的な取組を加速化。
- 「交通空白」の把握から、実装・担い手確保・DXによる高度化までを一体的に支援。その際、地域公共交通は生活交通としての役割と観光振興に資する役割の双方を有するとの認識のもと、「地域の足」と「観光の足」を「車の両輪」として一体的に推進するほか、自動運転等の新たな技術を活用。

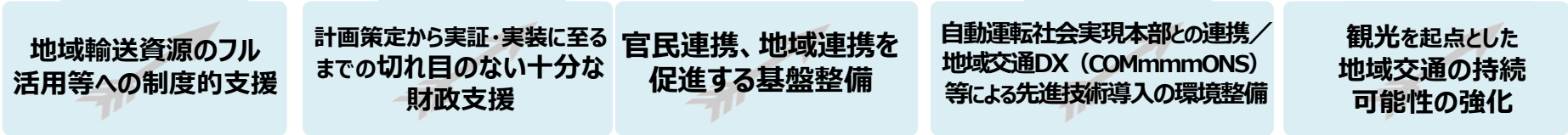
(1) 目の前の「交通空白」への対応



(2) 「交通空白」を発生させない持続可能な体制づくり



「交通空白」の把握から、実装・担い手確保・DXによる高度化までを一体支援（5本の矢）



「交通空白」解消に向けた取組の加速化

取組方針2026を踏まえ、「地域の足」の確保と「観光の足」の確保の両面を「車の両輪」と位置づけつつ、地域交通DXや自動運転等の新たな技術の実装など、取組内容の深化を図ることにより、「交通空白」を将来にわたり安定的に解消していく段階へと発展させていく。

① 地域輸送資源のフル活用等への制度的支援

地域の実態と将来像を踏まえ、輸送資源を分野横断でフル活用する取組を含む戦略設計を支援するため、改正地域交通法で創設された各種制度、計画策定や人材育成に資する情報提供等を実施するとともに、地方運輸局等による伴走支援を展開

- 文科省／厚労省と連携した「地域輸送資源のフル活用」の実装化（自動車地域旅客運送サービス再構築事業、パイロット・プロジェクト等）
- 連携促進団体 ● 認定制度 ● まちづくりや住宅政策との連携 等

主な取組

⑤ 観光を起点とした地域交通の持続可能性の強化

地域住民の「生活の足」を確保しつつ、観光と生活を一体化した交通体系を構築することで、観光需要を取り込み、地域交通の利用基盤を強化し、持続可能性向上の好循環を図る

- 計画策定段階からの観光需要把握 ● 多客期等需要変動への対応
- 観光フィーダー補助 ● 利便性向上

主な取組

② 計画策定から実証・実装に至るまでの切れ目のない十分な財政支援

構想段階から実証・実装、本格運行まで切れ目のない十分な財政支援を行い、計画倒れを防ぐ。その際、観光との連動や交通再編・DXを一体的に進め、持続可能で自立的な地域交通の定着を図る

- 計画策定やアップデートへの支援・「交通空白」解消への財政支援
- 幹線・フィーダー補助への支援と鉄道バス路線等の再構築の促進
- DX・GXの活用や人材確保支援等

主な取組

④ 自動運転社会実現本部との連携／地域交通DX等による先進技術導入の環境整備

人口減少や担い手不足に対応するため、自動運転や地域交通DXを活用した社会実装を推進し、データ連携と先進技術により「交通空白」解消と持続可能な地域交通の実現を図る

- 国土交通省自動運転社会実現本部 ● 地域交通DX（COMmmONS）

主な取組

③ 官民連携、地域連携を促進する基盤整備

官民連携プラットフォームの全国規模へ拡大した基盤を生かし、対面・オンライン双方のマッチング強化により、具体的案件創出を加速し、「交通空白」解消につながる実効的連携を推進

- マッチング・イベント、サイト充実、成功事例の発信による案件創出

主な取組

地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との**橋渡し・調整**、都道府県と連携した制度等の説明会の開催等を実施

首長等訪問数

事務打ち合わせ数

406市区町村※ 629市区町村※



首長への訪問(熊本県人吉市)

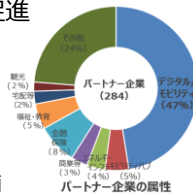
※第4回「交通空白」解消本部(令和7年5月30日)以降

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム

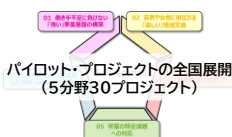
交流・マッチング、パイロット・プロジェクトの展開等を通じ、自治体、交通事業者と様々な分野の企業・団体とのネットワーク構築や新技術・サービスの活用を促進

プラットフォームの特徴

- ・会員数：**1,836**団体 (R8.5.31時点)
- ・全都道府県が参加。市区町村も過半数が参画
- ・パートナー企業はデジタル・モビリティ、エネルギー・インフラ、金融など多様



先進事例の創出



マッチングの推進

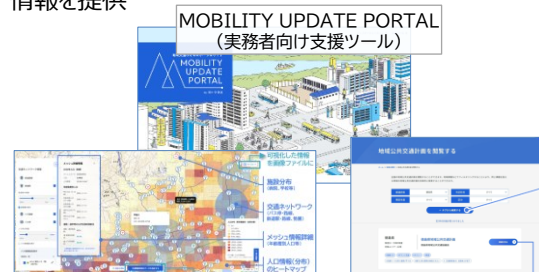
専用サイト構築のほか、全国でマッチングイベントを開催



全国各地の先進的な取組を共有

制度・事例等に係る情報・知見の提供

実務者向け支援ツール「**MOBILITY UPDATE PORTAL**」の公開、機能強化をはじめ、公共交通担当者に役立つ情報を提供

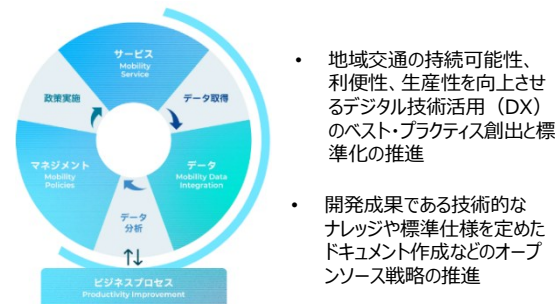


人口や交通データの情報重ね合わせ可能な「現状可視化ツール」、全国の地域公共交通計画が閲覧可能な検索機能など、初心者から上級者まで活用可能

地域交通DX

システム標準化等により地域交通の連携・協働の障害となるサービスやデータなどの「個別最適化」を打破し、利用者利便向上や事業生産性改善等を促す「**地域交通DX**」を推進

地域交通DX推進プロジェクト「COMmmONS」



実証・実装等に向けた十分な財政支援

「交通空白」地区におけるデマンド交通の実証・実装、担い手確保、計画策定やアップデート等を**幅広く財政支援**し、自治体や交通事業者による「交通空白」解消を後押し

地域公共交通確保維持改善事業

令和8年度当初予算+令和7年度補正予算で**約600**億円を確保

〔財政支援の例〕 R8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた取組の立ち上げ支援や複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供、事業者・事業種の連携・協働によりデジタル技術を活用した高度サービスの実装、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備等への支援

支援実績 (R8.4月時点)
「交通空白」解消タイプ：217件 地域交通DX推進タイプ：28件
共同化・協業化促進タイプ：34件 モビリティ人材・組織育成タイプ：89件

新たな制度的枠組みの構築 地域交通法の改正 等

「**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律**」(令和8年法律第35号)により、市町村等が先導する事業者・産業・自治体の壁を超えた連携・協働(モビリティ・パートナーシップ・プログラム)による輸送資源のフル活用、共同化・協業化、市町村等の地域交通関係事務を補完・代替する主体の構築、モビリティデータの活用等を促進

〔法律の主な内容〕

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

「交通空白」等になっている地域で、運転者や車両等の**輸送資源をフル活用**する事業を認定

連携促進団体の活動推進

関係者の間の調整役として重要な役割を果たしている**交通事業者以外の企業・団体**を「連携促進団体」として位置づけ

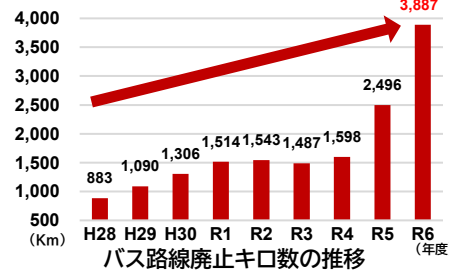
モビリティデータの利活用

地方公共団体による**データ提供等の協力要請**に対し、**正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じる**こととし、事業実施を促進

公布：令和8年6月10日

背景・必要性

- 地域公共交通は、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤であるが、急速な人口減少・少子高齢化により、**運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少**する一方で、**免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大**。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、**外出・通院機会の減少による健康面への悪影響**や、**現役世代による子どもや高齢者の送迎負担の増大**等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性。
- 地域公共交通の**司令塔役である地方公共団体**も、特に中小規模の市町村では、**人材・ノウハウが不足**。
- このため、**輸送資源のフル活用、共同化・協業化**等により、**集中対策期間(令和7～9年度)**での「交通空白」の解消・将来的な発生抑制、ひいては持続可能な地域公共交通の実現を図る必要。



※「交通空白」に陥らないよう未然防止が必要な約1,800の要モニタリング地区・地点についても、先手先手に対応

法律の概要

1. 地域旅客運送サービスの持続可能性確保

- バス、タクシー、公共ライドシェアに係る「交通空白」等について**地域の輸送資源をフル活用して解消**するため、**運転者や車両等に関して運送主体とは別の交通事業者や施設送迎提供者から協力が得られるよう地方公共団体があつせん等**することで、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供する事業を創設。【自動車地域旅客運送サービス再構築事業】
- 市町村が協力・連携を図るべき地域の関係者として、**学校、病院、福祉施設、商業施設等の利用者の送迎サービスを行う者を追加**し、上記の事業実施への協力に係る努力義務を規定。【施設利用者用運送サービス提供者】
- 船舶検査に伴う運航の休止・減便により日常生活等へ影響が生じることを回避するため、**他の事業者から、代替運航や船舶の貸渡しの協力を得て運航の確保を図る事業**を創設。【海上運送利便確保事業】



複数者による車両・車庫の共有
(広島県広島市)



輸送資源のフル活用
(岐阜県白川町)



離島航路に就航する船舶
(山口県防府市)

2. 連携促進団体の活動推進

- 交通事業者以外の様々な企業・団体も、地域交通の課題解決に全国各地で取り組んでおり、多様な知見を蓄積しながら、市町村や交通事業者、地域交通を利用する住民等の間の調整役として重要な役割を果たしつつある。
- このため、**地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う企業・団体**について、**法定協議会への参加促進、地域公共交通計画の提案権を措置**し、より一層の活動を推進、人材・ノウハウの活用を図る。【連携促進団体】



3. モビリティデータの利活用

- 鉄道事業再構築事業や創設する自動車地域旅客運送サービス再構築事業、地域公共交通利便増進事業等の地方公共団体が主導して事業実施計画を作成することが必要な事業については、地方公共団体が行う事業実施計画作成時の**情報提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除き、交通事業者等は要請に応じなければならない**こととし、事業実施を促進。

4. その他

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係る(独)鉄道・運輸機構による**出融資**を措置。<予算>
- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる**特例を追加**するなど、所要の改正を実施。

【施行期日】

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の概要

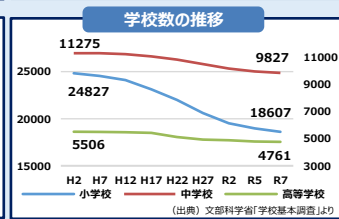
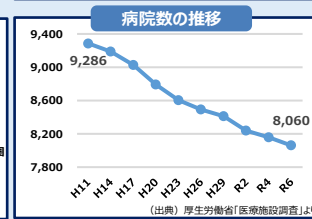
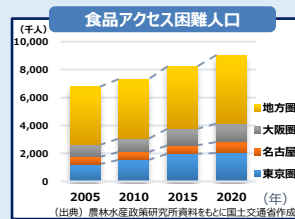
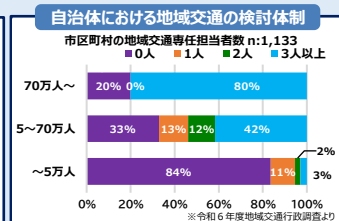
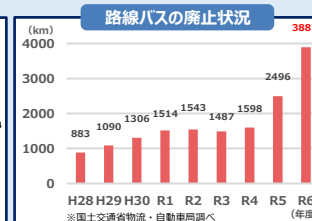
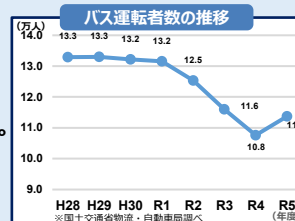
背景・必要性

【担い手不足等による供給力の急速な減少】

- 運転者等の担い手不足が深刻化し、H28年度からR5年度にかけて1.9万人減少し、11.4万人。
- H28年度からR6年度にかけて、路線バスは約15,804km、鉄軌道は約533kmが廃止。
- 地方公共団体においてもノウハウ・マンパワーが不足。5万人未満の自治体の84%が専任担当者ゼロ。

【地域公共交通に関する社会的需要の拡大】

- 人口減少・高齢化が進む中で、特に地方部においては、買物、医療、教育など日常生活に不可欠なサービスの再編が急速に進んでいる。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、外出・通院機会の減少による健康面への悪影響や、現役世代による子どもや高齢者の送迎負担の増大等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性



輸送資源のフル活用、共同化・協業化等により、
集中対策期間（令和7～9年度）での「交通空白」解消・将来的な発生抑制ひいては
持続可能な地域公共交通の実現を図る必要

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

- 「交通空白」等になっている地域で、地方公共団体が、運送主体（X）を選定し、Xへ協力する者（Y）をあわせることで、運転者や車両等の輸送資源をフル活用する「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」を創設

地方公共団体が主導して、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供

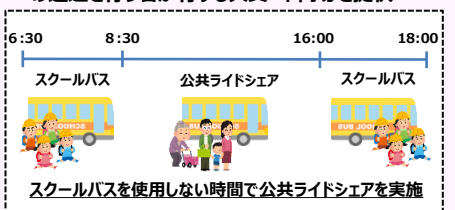


施設利用者用運送サービス提供者（教育・医療・福祉・商業・宿泊施設等の送迎者）

施設利用者用運送サービス提供者等の地域の関係者は、事業の円滑な実施に協力する努力義務

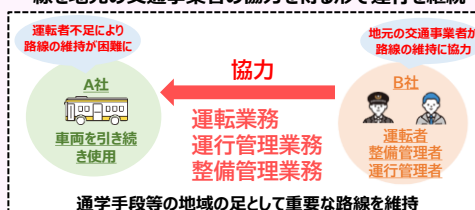
【施設利用者用運送サービス提供者による協力】

- 運送主体に、学校・病院・福祉施設・商業施設などの送迎を行う者が有する人員・車両等を提供



【交通事業者同士の協力】

- 運転者不足を理由に路線の維持が困難となったバス路線を地元の交通事業者の協力を得る形で運行を継続



連携促進団体の活動推進

- 交通事業者以外の企業・団体も関係者間の調整役として重要な役割を果たしている

「連携促進団体」として位置づけ

- ・法定協議会の任意構成員として明確化
- ・地域公共交通計画の作成等への提案

【地方公共団体及び交通事業者等による共同体】

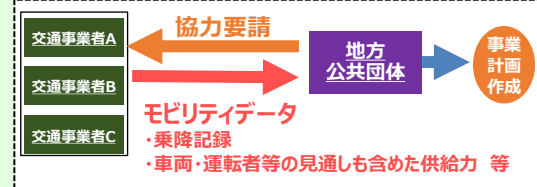


【サービス導入を支援する民間企業】



モビリティデータの利活用

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業等について、地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じることとし、事業実施を促進。



海上運送・鉄道分野での取組充実

【海上運送利便確保事業の創設】

- 船舶検査に伴う運休・減便を回避するため、他の事業者の協力を得て、船舶の貸渡しや代替運航により、検査期間中の運航の確保を図る事業を創設

【鉄道事業再構築事業の拡充】

- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる特例を追加

公共交通事業者
(バス、タクシー事業者等)

An illustration showing a yellow and white bus, a yellow taxi with a 'TAXI' sign on its roof, and a male public transport worker in a dark uniform and cap. The background is light green.

モビリティデータの利活用

地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じることとし、事業実施を促進

- 八戸圏域を運行するバス会社が提供するＩＣカードのための、路線再編等のためのデータを活用することを目的に、データ提供の協定を締結
- 通年で利用者の推移や無学学：通勤定期利用者の有無などのデータを路線再編に活用
- 時間帯別の路線バスの利用者数のデータを可視化し、路線バスから小型のワゴン車のダウンサイジングの適否について検討を実施



運送主体

 **公共ライドシェア**  **バス・タクシー**

「交通空白」等でサービス提供

データ提供等の協力 ↓ ↑ 選定 財政 支援等

地方公共団体

政支援

計画提案
協議会に参画

協力の
あっせ

- 奥能登地域（石川県能登町・穴水町・輪島市・珠洲市）でAIダイヤモンド交通の共同導入・運営体制構築に向けた協力を行う
- 今後、広域運営組織の設立を進め、タクシー・ライドシェア等の複数交通モードの共同化による効率化を目指す

（出典）交通政策審議会交通体系分科会 R7第3回地域公共交通部会 ネクスト・モビリティ資料を加工

- 病院バスと、路線バスやデマンドバス（公共ライドシェア）を統合するほか、スクールバスとデマンドバスを一体で運行管理
- 事業者から運行管理・運転業務の協力を受けつつ、地域住民から一部車両の運転の協力を得るほか、運行にスクールバス車両も活用



サービス提供に協力

協力のあっせん

サービス提供に協力

連携促進団体

- ・**法定協議会**の任意構成員として明確化
- ・地域公共交通計画の作成等への提案

静岡県湖西市
(従業員用送迎車両を住民向け運送サービスに提供)

- 市内企業の協力のもと、当該企業の従業員送迎のシャトルバスの空き時間に、地域住民向けの運送サービスを提供。（ルート上に鉄道駅、病院、スーパーなど）
- 地域住民向けの運送サービスは、湖西市が公共ライドシェアの登録を受けて、シャトルバスを使用して実施。（運賃100円）



交通と医療・福祉・教育等他分野連携による地域輸送資源のフル活用 他省庁との連携取組について

- 地域輸送資源のフル活用を広く展開していくためには、交通分野に係る全体の計画策定から現場での実務に至るまで様々な場面で、医療・福祉・教育等各分野の関係者が参画するなど、相互に地域での議論や意思決定が進められる環境を構築していくことが重要。
- このため、国土交通省においては、以下の通り、本省・地方運輸局を挙げて、あらゆる機会を捉えて関係省庁との連携に積極的に取り組んでいるところ。

▶「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」 ……> 関係省庁参画の下、各分野と交通の連携を議論・指針等を策定

- 各省** 「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」において**厚生労働省**、**文部科学省**ほか関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するため議論<令和5~6年に6回開催>
- 各省** 実現会議とりまとめを踏まえ、「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」を策定のうえ、**医療（厚労省）**、**介護・福祉（厚労省）**、**教育・スポーツ（文科省）**等の各分野と交通との連携に係る通達をそれぞれ国交省と所管省庁の連名で発出<令和6年6月28日指針策定、以降随時通達発出>

▶会議等参加・施策連携 ……> 情報共有・意見交換により連携に向けた具体的取組を推進

- 各省** 「地方創生実現のための公共交通ネットワークの再構築を目指す議員連盟」（第22回）に、**厚生労働省医政局**・**老健局**、**文部科学省初等中等教育局**、**スポーツ庁**が参加<令和7年11月11日>
- 教育** **スポーツ庁**「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、部活動の地域展開に向け、「交通部局とスポーツ部局等との連携による、スクールバス等の活用や地域公共交通との連携」等、部活動場所への移動手段確保の取組例を提示<令和7年12月22日>
- 各省** **文部科学省**、**スポーツ庁**、**厚生労働省**、**総務省**、住宅局が、「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム 第3回会合に参加。各分野の取組と併せ、今後の相互連携を一体的に発信<令和8年2月27日>
- 医療** **厚生労働省医政局**「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において、国土交通省から「新たな地域医療構想と連携した取組」を紹介。検討会「とりまとめ」において、「医療へのアクセスの確保等のため、公共交通等について、当該庁内の関係部署や関連する市町村、都道府県間での連携体制の構築」することの重要性等について記載<令和8年3月3日>
- 教育** **文部科学省初等中等教育局**「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議」において、国土交通省から「交通と教育・医療・福祉等他分野連携による地域輸送資源のフル活用」について取組紹介。同会議の「議論のまとめ」において、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の改定への方向性として、「スクールバスを導入する場合、教育委員会と交通部局等とが連携し、地域一体となった交通手段の確保策を検討することが重要」である旨記載<令和8年3月11日>

▶地域における協力の仕組み ……> 現場関係者同士の連携・交流を促進

- 福祉** **地方厚生局**と**地方運輸局**との間において、地方公共団体・事業者等への伴走支援・働きかけ、「福祉×交通」の特設ページからの情報発信、定期的な意見交換等、両局の協力の下、福祉分野と交通分野の一層の連携強化を図るための「**連携協定**」を締結
 <中国厚生局×中国運輸局 令和8年1月14日、北海道厚生局×北海道運輸局 令和8年3月30日、関東信越厚生局×関東運輸局 令和8年4月28日>

- 「交通空白」は地方部のみならず都市部でも存在し、全国的な課題。
- 令和8年6月10日に開催された第6回国土交通省「交通空白」解消本部において決定された「『**交通空白**』解消に向けた取組方針2026」に基づき、**まちづくりや住宅政策との連携**も含め、「交通空白」の解消や、持続可能な地域公共交通の実現を図る。

「交通空白」解消に向けた取組方針2026

へ 地域公共交通とまちづくりや住宅政策との実質的な連携促進

目の前の需要への対応にとどまらず、将来のまちづくりのビジョンや地域のありたい姿と合わせて、そこにふさわしい交通を構築していくという考え方が重要である。

このため、

①今後策定される**地域公共交通計画**については、**都市計画や立地適正化計画等のまちづくりに関する計画と施策面で連携することを目標**として支援等を行う。具体的には、計画策定段階からの技術的・財政的支援を行うとともに、持続可能な体制整備に向けた認定制度も活用しつつ、先進的かつ実効性の高い取組事例の収集・展開等を推進する。

②さらに、「交通空白」解消パイロット・プロジェクト等を通じて、**まちづくりと一体的に機能する地域公共交通の具体的モデルを創出し、その実装と全国展開を図る。**

また、高度経済成長期に形成された郊外戸建て住宅団地等の多くは、地域住民の高齢化に伴い、「空き家・空き地の増加」、「生活利便性の低下」、「コミュニティの弱体化」などと並び、「交通機能低下」の問題も大きな共通課題として認識されており、実際に「交通空白」地区等となっている住宅地も多い。

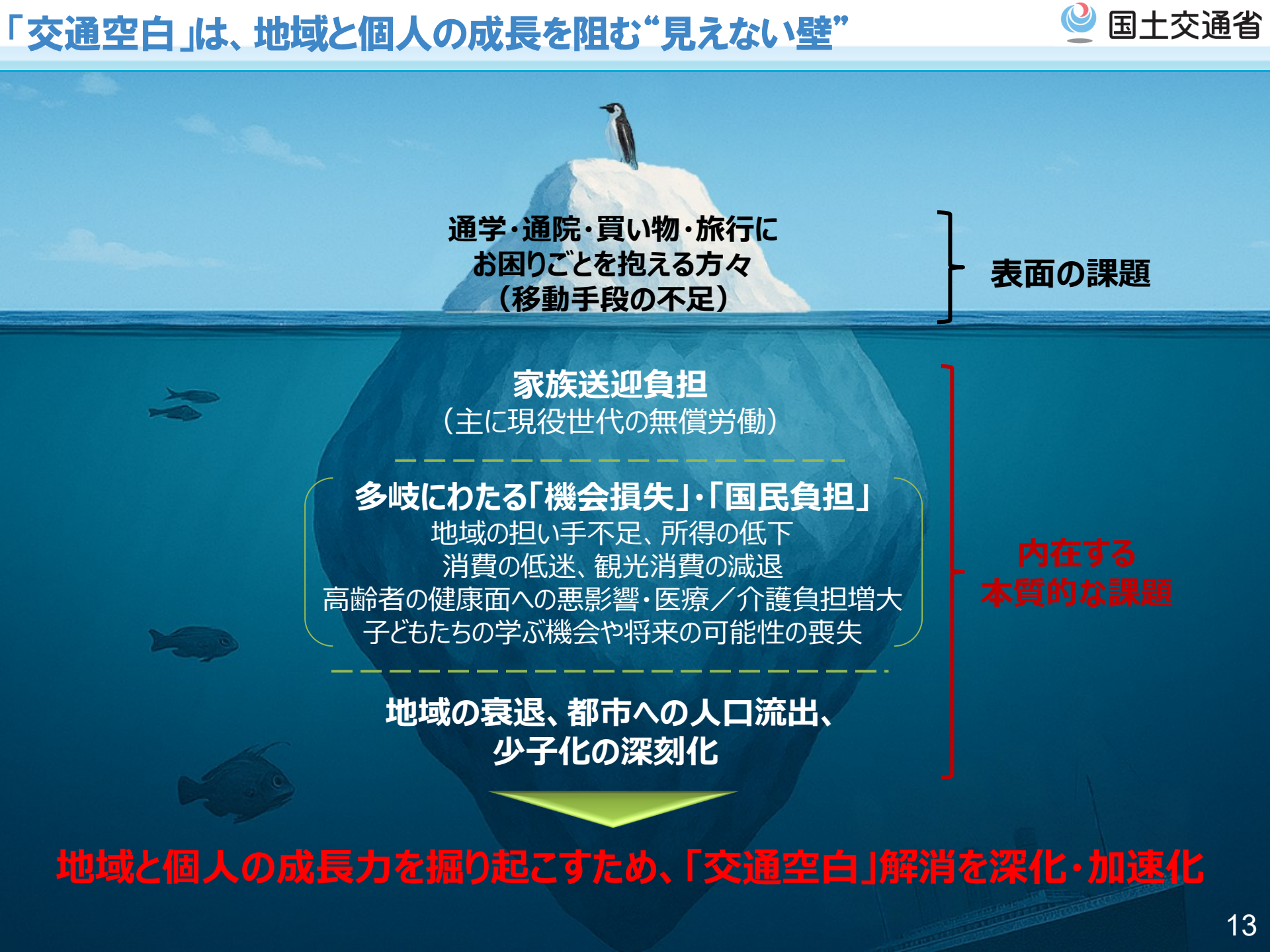
③今後、子育て世帯など多様な世代が安心して住み続けることのできる選択肢となるよう、**住宅地の再生と「交通空白」解消の取組を一体的に進めるべく、「交通空白」解消パイロット・プロジェクト等により住宅政策や地域交通政策に関わる官民の各主体の連携・協働を促進していく。**

地域公共交通計画の策定支援における重点化（R8年度～）

地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画の策定等の補助）の審査の際に、**立地適正化計画等との連携を含む内容の計画を策定・見直しを図る場合には加点することを明確化**

交通×まちづくりや住宅政策との連携による 具体的モデルの創出（R8年度～）

「交通空白」解消パイロット・プロジェクトにおいて、立地適正化計画等による居住や都市機能の誘導や回遊性の向上を図ることに合わせて、**地域の拠点間の移動を補完する公共ライドシェア等を導入する際の検討や、移動手段の実装等を支援し、先進事例を創出・ノウハウを横展開**



通学・通院・買い物・旅行に
お困りごとを抱える方々
(移動手段の不足)

表面の課題

家族送迎負担
(主に現役世代の無償労働)

多岐にわたる「機会損失」・「国民負担」

地域の担い手不足、所得の低下
消費の低迷、観光消費の減退
高齢者の健康面への悪影響・医療／介護負担増大
子どもたちの学ぶ機会や将来の可能性の喪失

内在する
本質的な課題

地域の衰退、都市への人口流出、
少子化の深刻化

地域と個人の成長力を掘り起こすため、「交通空白」解消を深化・加速化